

令和5年度第1回 徳島県最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和5年8月3日(木) 午前11時00分～午前11時30分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室

2 出席者

(公益委員)稲倉委員 段野委員 撫養委員

(労側委員)賀川委員 川口委員 山本委員

(使側委員)五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

(1) 部会長に段野委員、部会長代理に稲倉委員を選出した。

(2) 徳島県最低賃金額改正について、審議が行われた。

各委員の主張は下記のとおりである。

労働者代表委員

軒並み物価が上昇しており、春闘結果を波及させるためにも最低賃金の引上げが必要である。徳島の最低賃金が855円であることを他県の人にすると、低すぎると言われる。格差是正のため大幅な引上げを望む。

使用者代表委員

最低賃金は罰則付きの強行法規であることを踏まえ、賃金改定状況調査の第4表の数字を重視した上で、物価・エネルギーコストの高騰、企業動向を参考に議論を進めたい。目安額は政府方針であり参考としたい。

最低賃金は毎年3%上がっており、人件費が上昇するため経営の見通しが立たない。最低賃金がどこまで上がるのか、不安である。猛暑下で働く従業員の賃金を上げたいが、労務単価が抑えられており、賃上げは難しい。暑さ対策等のコスト増は、会社負担となり会社利益を圧迫する。利益が上がらなくなったら経営者がいなくなる。

各側とも金額提示は行われなかった。

(3) 審議を継続し、次回第2回専門部会を8月4日(金)午前9時から開催する。